

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南城市長 古謝 景春

市町村名 (市町村コード)	南城市 (4 7 2 1 5)	
地域名 (地域内農業集落名)	大里地区 (集落：西原、南風原、平良、嶺井、古堅、福原、島袋、当間、仲程、高宮城、銭又、平川、稲嶺、湧稲国、目取真、大城、稲福、真境名)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月17日、4月18日、5月8日、5月15日、5月22日 (第 1 回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大里地区は、海に面しない内陸型の農村地域であるが、起伏に富んだ地形は集落ごとに特徴のある景観を創り出している。農地においては、仲程・当間方面は基盤整備された農地が広がっており、営農が盛んな地域である。仲程・大城・稲嶺（一部）など農業用水が整備されている地域では、新規就農者や市外の農家からの人気もある。拠点品目（サヤインゲン、ゴーヤ、薬用植物、オクラ、マンゴー）の他にキュウリの栽培が盛んな地域である。また、南城市内で特に畜産業が盛んな地域でもある。一方、大型商業施設や企業が集まる工業用地も存在するなど、全体的に都市化が進んでいる。営農が盛んな地区もあるが、全体的に農家の高齢化による担い手不足が進んでいる。今後は土地改良事業の完了地区において、灌漑排水事業等の整備を計画的に推進し、農業用水の安定確保、生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。

大城ダム流域は、水が豊富にあるため、野菜づくりが盛んな地域であり、法人大手が集積化に取り組んでいる。湧稲国地域においては、基盤整備の要望があるものの、一部地権者の同意を得ることができず事業を導入することができない等地域の課題を抱えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

この地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	219 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	219 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及び土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
高齢化や耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクの機能の活用を農地所有者に働きかけ、担い手への集約を今後も進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
湧稲国地域は地域からの要望があれば面整備に取り組む計画。その他区域はほぼ面整備は終了しており、今後はいかんがい排水事業に取り組む予定。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
持続可能な経営体となるよう担い手の育成を図るために、南城市及びJA等の関係機関と連携しながら相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ検討していない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

飼料代の高騰により経営に影響を受けている畜産農家に対する支援策として、飼料用さとうきびの栽培を促進推奨する。